みどりの食料システム戦略推進交付金の配分基準

農林水産省 大臣官房環境バイオマス政策課長 農 産 局 長 通 知 制定 令和4年4月1日3環バ第 342 号 3 農産第 3834 号

みどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱(令和4年4月1日付け3環バ第 340号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)に定める事業の実施 に必要な交付金の配分基準については、次のとおりとする。

第1 都道府県配分額の決定

次に掲げる1により推進事業(別表1の(1)から(3)までに掲げる事業をいう。以下同じ。)、科学技術振興事業(別表1の(4)から(7)までに掲げる事業をいう。以下同じ。)、整備事業(別表1の(8)に掲げる事業をいう。以下同じ。)ごとに事業の予算額を配分し、算定された額を合計し、配分対象となる事業実施計画を特定した上で、各都道府県への配分額とする。

1 事業実施計画に対する評価に応じた配分

実施要綱第5の1及び2に規定する事業実施計画について、別表1の区分欄に 掲げる事業ごとに、別表2に掲げる各事業の評価項目に定める配点基準に従って ポイントを与えた上で、次に掲げる方法により算定された額を合計し、各都道府 県へ配分する。

なお、評価項目に「不選定」の評価がある事業実施計画については、交付金の 配分の対象としないこととする。

- (1) 事業実施計画について、ポイントの高い順に並べ、ポイントが上位の事業 実施計画から順に予算の範囲内で要望額に相当する額を都道府県ごとに合計 した額を配分する。
- (2) 同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、次のとおり配分する。
 - ア 推進事業及び科学技術振興事業内の同一事業の配分の場合 要望額の小さい順に予算の範囲内で配分する。なお、同一事業内におい て、複数の事業内容がある場合、イのとおり配分する。
 - イ 推進事業及び科学技術振興事業内の異なる事業の配分の場合
 - (ア) 推進事業及び科学技術振興事業の各事業及び同一事業内において、複

数の事業内容がある場合はその事業内容ごとに、要望額の小さい事業実施計画から順に並べた表を作成し、各事業の全ての事業実施計画の要望額の総額を算定する。

- (イ) (ア) で算定した事業ごとの要望額の総額を各事業の事業実施計画の 数で割り算して平均要望額を算定する。
- (ウ) 各事業実施計画の要望額を(イ)で算定した平均要望額で割り算して 得た全ての数値のうち、最も小さい数値順に順位付けを行う。
- (エ) (ウ) の順位付けに従い各事業ごとの配分順を決定する。
- (3) (2) により、配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額 を下回る場合には、当該事業実施計画の要望額の8割を下限とする範囲内で 配分する。
- 2 配分結果の公表

1により配分した結果については、予算の要望があった都道府県に対して、次の項目を公表するものとする。

- (1) 都道府県別の要望件数
- (2) 都道府県別の配分対象件数
- 3 留意事項
- (1) 別表 2 に掲げる各事業の評価項目に定める配点基準に従ってポイントを与えられた事業実施計画が、そのポイントに該当する配点基準の内容と異なり、 与えられたポイントを下回ることが明らかとなった場合は、事業を実施できないものとする。
- (2) 配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合は、当該年度及び 次年度において同一の事業実施計画で要望することはできないものとする。た だし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等(北海道にあっ ては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他 の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。)が認める場 合は、この限りではない。

第2 配分基準の考え方の見直し

本通知による配分基準の考え方については、事業の実施状況、総合的な政策 推進の観点等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

附則

1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。

別表1

77 17	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	推進事業
	(1)推進体制整備
	(2) 有機農業産地づくり推進
	(3) バイオマス地産地消の推進
	科学技術振興事業
	(4) グリーンな栽培体系への転換サポート
	(5) SDG s 対応型施設園芸確立
	(6)スマート農業産地展開支援
	(7) 地域循環型エネルギーシステム構築
	整備事業
	(8) バイオマス地産地消施設整備

別表2 (事業実施計画に対する評価の基準)

1 共通項目

	評価項目及び配点基準	ポイント
	① みどりの食料システム戦略に掲げたKPI (重要業績評価指標) に貢	
有	献する取組となっているか。	
効性	ア KPI達成に貢献する取組となっている。	3
	イ KPI達成に貢献する取組となっていない。	不選定
	② 事業実施内容が、設定した目標の達成に資するものとなっており、適	
宝	正に実施する体制及び能力を有し、役割分担、責任体制が明確となって	
実現性	いるか。	
生	ア 目標の達成、実現性の観点から適当と認められる。	3
	イ 目標の達成、実現性の観点から適当でない。	不選定
	③ 事業実施内容が地域に例を見ない先進的かつモデル的な取組となって	
先進	おり、将来的な波及効果が期待できるか。	
性	ア 地域農業や地域経済への将来的な波及効果が期待できる。	3
	イ 地域農業や地域経済への将来的な波及効果が期待できない。	不選定
	④ 地域の実情や課題を踏まえた事業計画となっており、事業成果が他の	
普及	模範となり、地域に広く普及することが期待できるか。	
性	ア 地域に広く普及することが期待できる。	3
	イ 地域に広く普及することが期待できない。	不選定
	加算措置	
関	⑤ 本交付金の複数の事業メニューを活用することにより、相乗効果が期	1
連性	待できる取組	
		6
地域	⑥ 地方公共団体が策定する環境負荷軽減に資する基本計画・ビジョン等	3
戦略	に基づく事業実施計画	
哈		

2 事業別項目

(1) -1推進体制整備(持続的な食料システム構築に関する計画の策定)

	評価項目及び配点基準	ポイント
	⑦ 事業の目的が、地域の課題を捉え、課題を踏まえたものとなっている	
的	か。	
確	ア 課題の捉え方が的確であり、目的が課題に適切に対応している。	1 4
性	イ 課題を捉え、目的が概ね課題に対応している。	7
	ウ 現状の把握、課題の把握が行われていない。	不選定
	⑧ 事業内容について、(1)化学農薬の低減、(2)化学肥料の低減、(3)有機	
	農業の拡大、(4)化石燃料を使用しない施設への完全移行、(5)スマート	
多	農業、(6)再生可能エネルギーの導入に係わる取組が含まれているか。	
様	ア 事業内容について、(1)~(6)の全ての取組が含まれる。	1 4
性	イ 事業内容について、(1)~(6)のうち、3つ以上の取組が含まれ	7
	る。	
	ウ 事業内容について、(1)~(6)の全ての取組が含まれない。	不選定

(1) - 2推進体制整備(有機農業指導員等の育成・確保)

評価項目及び配点基準				
	⑦ 新規の専門指導員の育成の目標について、次の項目のいずれかに該当			
	する場合、当該ポイントを加算する。			
	ア 新規の専門指導員について、10人以上を育成する計画である。	1 4		
	イ 新規の専門指導員について、5人以上を育成する計画である。	7		
	ウ 新規の専門指導員について、5人未満を育成する計画である。	0		
	※1人が種別の異なる専門指導員を担う場合は、種別に応じた人数とし			
実	実 て扱うこととする。			
効	⑧ 専門指導員による指導活動の目標について、次の項目のいずれかに該			
性	生 当する場合、当該ポイントを加算する。			
	ア 専門指導員による講習会や現地指導等の指導活動を20回以上行	1 4		
	う計画である。			
	イ 専門指導員による講習会や現地指導等の指導活動を10回以上行	7		
	う計画である。			
	ウ 専門指導員による講習会や現地指導等の指導活動を10回未満行	0		
	う計画である。			

※同一事業実施主体において、(1)-1、(1)-2の両方に取り組む場合、ポイントの高い取組を採択ポイントとする。

(2) 有機農業産地づくり推進

評価項目及び配点基準		
⑦-1 有機農業面積拡大 (8点満点)	以下のア〜キからいずれか1つ選択する。	
ア 有機農業の 面積拡大 (稲)	事業実施計画に記載した実施地域において有機農業実施計画の目標年次までに増加させる有機農業の面積 a 10ha以上 b 7ha以上 c 4ha以上 d 1ha以上	8 6 4 2
イ 有機農業の 面積拡大 (麦・大豆・雑穀)	事業実施計画に記載した実施地域において有機農業実施計画の目標年次までに増加させる有機農業の面積 a 5ha以上 b 3ha以上 c 2ha以上 d 1ha以上	8 6 4 2
ウ 有機農業の 面積拡大 (いも類・露地野 菜)	事業実施計画に記載した実施地域において有機農業実施計画の目標年次までに増加させる有機農業の面積 a 2ha以上 b 1.5ha以上 c 1ha以上 d 0.5ha以上	8 6 4 2
エ 有機農業の 面積拡大 (茶)	事業実施計画に記載した実施地域において有機農業実施計画の目標年次までに増加させる有機農業の面積 a 2ha以上 b 1.5ha以上 c 1ha以上 d 0.5ha以上	8 6 4 2

		事業実施計画に記載した実施地域において有機農	
		業実施計画の目標年次までに増加させる有機農業	
オ	有機農業の	の面積	
Ī	面積拡大	a 1ha以上	8
	(果樹)	b 0.7ha 以上	6
		c 0.5ha 以上	4
		d 0.3ha 以上	2
		事業実施計画に記載した実施地域において有機農	
		業実施計画の目標年次までに増加させる有機農業	
カ	有機農業の	の面積	
	面積拡大	a 1ha以上	8
(力	施設園芸)	b 0.7ha 以上	6
		c 0.5ha 以上	4
		d 0.3ha 以上	2
		事業実施計画に記載した実施地域における有機農	
		業の取組面積割合を、有機農業実施計画の目標年	
丰	有機農業の	次までに拡大	
取約	組面積割合	a 20 ポイント以上	8
	拡大	b 15 ポイント以上	6
		c 10 ポイント以上	4
		d 5 ポイント以上	2
⑦-2 有相	幾販売量拡大(8	3 点満点)	
		事業実施計画に記載した実施地域における有機農	
		産物等の販売数量(原則として重量とする)を有	
→ +6K	; ## W ~	機農業実施計画の目標年次までに現在の有機農産	
	農業で	物等の販売数量から拡大	
	た農産物等の	a 11 ポイント以上	8
	売数量	b 7ポイント以上	6
		c 5 ポイント以上	4
		d 3ポイント以上	2
⑦-3 有相	幾農業者増加	以下のア又はイの中から1つ選択する。(8点満点)	
		事業実施計画に記載した実施地域における有機	
		農業者数を有機農業実施計画の目標年次までに現	
	アー有機農業に取り	在の有機農業者数から拡大	
		a 5人以上	8
	い農業者数	b 3 人以上	6
	l.	b 3人以上	Ü
		c 2人以上	4

		事業実施計画に記載した実施地域における有機	
		農業者の割合を有機農業実施計画の目標年次まで	
	メ 大地曲光に取り	に拡大	
	イ 有機農業に取り	a 5%以上	8
	組む農業者の割合	b 3%以上	6
		c 2%以上	4
		d 1%以上	2
⑧-1 有機農業の取組内容(2点満点)			
E	国際的に行われている	国際的に行われている有機農業の取組が含まれて	2
有機農業		いる事業実施計画書	
⑧-2 地域を巻き込んだ取組 (2点満点)			
	複数取組の実施	取組内容が3項目以上となっている事業実施計画	2
	後数収組り 夫旭	書	

(3) バイオマス地産地消の推進

	評価項目及び配点基準	ポイント
7	関連性・継続性・有効性	
	ア 他の施策と連携している取組であるか。	
	a 事業実施主体の所在する都道府県が「都道府県バイオマス活用推進	5
	計画」(類似の計画を含む。)を策定している。	
	b 事業実施主体の所在する市町村が「市町村バイオマス活用推進計画」	5
	又は「バイオマス産業都市構想」(類似の計画を含む。)を策定して	
関	いる。	
連	c 事業実施主体の所在する市町村が「農山漁村再生可能エネルギー法	5
性	に基づく基本計画」を策定している。	
	d 事業実施主体の所在する市町村が脱炭素先行地域に選定されてい	5
	る。	
	※ aからdまでのいずれかに該当した場合に最大5ポイントを加算で	
	きるものとする。	
	イ 単発的な活動でなく、事業の継続性は見られるか。	
継	a バイオマス地産地消に係る事業の継続性が十分期待できる。	4
続	b バイオマス地産地消に係る事業の継続性が概ね期待できる。	2
性	c 事業の継続性が期待できない。	不選定
有	ウ 事業の目的が「バイオマス活用推進基本計画」に基づき、バイオマス	
効	利用率・利用量の向上に資するものとなっているか。	
性	a 目的が「バイオマス活用推進基本計画」に基づき、バイオマス利用	4

	率・利用量の向上に資するものとなっている。	
	b 目的が「バイオマス活用推進基本計画」に基づき、バイオマス利用	不選定
	率・利用量の向上に資するものとなっていない。	
	エ 事業の目的が、地域の課題を捉え、課題を踏まえたものとなっている	
	か。	
	a 課題の捉え方が正確であり、目的が課題に適切に対応している。	4
	b 課題を捉え、目的が概ね課題に対応している。	2
	c 現状の把握、課題の把握が行われていない。	不選定
	オ 事業内容が地域内のバイオ液肥等活用の推進や地域の災害レジリエ	
地	ンス強化など、地域に裨益する成果が見込まれるか。	
地域	a 地域住民や自治体と連携がとれ、十分な裨益効果が期待される。	4
	b 地域住民や自治体等との連携がとれ、ある程度の裨益効果が期待さ	2
性	れる。	
	c 地域への裨益効果が期待できない。	不選定
(8)	波及性・実現性	

⑧ 波及性・実現性

以下のカ~クについて、実施要綱別記7の第1の1に掲げる次の(1)~(4)の事業ごとにいずれか1項目を選択する。また、同一事業実施主体において次の(1)~(4)のうち複数取り組む場合、カ~クのうち最もポイントの高い1項目を選択する。

- (1) 事業化の推進 -カ
- (2) 効果促進対策 ーキ
- (3) メタン発酵バイオ液肥等の利用促進 ーク
- (4) バイオ液肥散布車の導入 -ク

	カ 事業において調査・設計等を行うバイオマス利活用施設について、実	
	施要綱別記8-1バイオマス地産地消施設整備の第1の1に掲げる事	
	業内容のいずれかと整合し、他団体の模範となるような波及効果が期待	
	できるか。	
	a 波及効果が期待できる(対象施設が、実施要綱別記8-1バイオ	7
波	マス地産地消施設整備の第1の1に掲げる事業内容のいずれかと	
及	整合し、波及効果が十分期待できる。)。	
性	b 波及効果が概ね期待できる(対象施設が、実施要綱別記8-1バ	3
	イオマス地産地消施設整備の第1の1に掲げる事業内容のいずれ	
	かと整合し、波及効果が概ね期待できる。)。	
	c 波及効果が期待できない(対象施設が、実施要綱別記8-1バイ	不選定
	オマス地産地消施設整備の第1の1に掲げる事業内容のいずれに	
	も整合しない。)。	
先	キ 効果促進対策の実施によって、他団体の模範となるような取組が期待	
進	できるか。	

性	a バイオマス利活用施設の効果を促進する取組を複数実施する取	7
	組となっており、副産物の有効利用等といった全国的な課題の改	
	善案の検討・検証、課題解決による効果が十分期待できる。	
	b バイオマス利活用施設の効果を促進する取組を1つ以上実施する	3
	取組となっており、副産物の有効利用等といった全国的な課題の改	
	善案の検討・検証、課題解決による効果が概ね期待できる。	
	c バイオマス利活用施設の効果を促進する取組となっておらず、副	不選定
	産物の有効利用等といった全国的な課題の改善案の検討・検証、課	
	題解決による効果が期待できない。	
	ク 事業内容について、バイオ液肥等が複数の作物種や複数の農家に活用	
	される取組となっているか。	
生	a バイオ液肥等が複数の作物種及び複数の農家へ活用される取組	7
主産	となっている。	
,	b バイオ液肥等が複数の作物種あるいは複数の農家へ活用される	3
性	取組となっている。	
	c バイオ液肥等が複数の作物種及び複数の農家へ活用される取組	不選定
	となっていない。	

(4) グリーンな栽培体系への転換サポート

評価項目及び配点基準		ポイント
(7) 取組ポイント	i)環境負荷軽減の取組とii)省力化に資す	
(24 点満点)	る技術から1項目ずつ選択し、24点満点とな	
(24	るように加算する。	
	以下のア~クからいずれか一つ選択する。	
	なお、事業実施計画において、複数の環境	
i)環境負荷軽減の取組	負荷軽減の取組を実施することとしている場	
(15 点満点)	合は、主に検証する取組内容に近いものを選	
	択する。この場合、取組ポイントを2ポイン	
	ト加算する(アを選択する場合を除く)。	
	事業実施計画における取組内容が、有機農業	
アー有機農業	の栽培体系を検討する取組となっているか。	
7 日1000000000000000000000000000000000000	a 有機農業の栽培体系を検討する内容と	15
	なっている。	
	事業実施計画における取組内容が、現在の栽	
	培体系から化学農薬の使用量を低減する栽培	
使用量低減	体系を検討する取組となっている。	
1人/13 至 12人/13	a 次の(1)~(6)のうち、2つ以上の	13
	取組となっている。	

	b 次の(1)~(6)のうち、いずれか1	11
	つの取組となっている。	
	(1)土壌くん蒸剤による人や環境に対する	
	リスクをより下げる栽培体系の検討	
	(2) 化学農薬以外の防除方法を取り入れ、	
	化学農薬の人や環境に対するリスクを	
	より下げる栽培体系の検討	
	(3) 化学農薬の使用回数の低減により、化	
	学農薬の人や環境に対するリスクをよ	
	り下げる栽培体系の検討	
	(4) 化学農薬の有効成分数の低減により、	
	化学農薬の人や環境に対するリスク	
	 をより下げる栽培体系の検討	
	 (5)人や環境に対するリスクがより低い代	
	 (6)人や環境に対するリスクがより低い化	
	学農薬散布技術の導入の検討	
	ただし、有効成分での使用量とADIを基とし	
	たリスク換算係数をかけたリスク換算値が、	
	現在の栽培体系から増加する取組については	
	取組の対象としない。	
	SWIE STATES	
	事業実施計画における取組内容が、現在の栽	
	培体系から化学肥料の使用量を低減する栽培	
	体系を検討する取組となっている。	
ウ 化学肥料の	a 有機質資材の取り入れ又は局所施肥技	13
使用量低減	術の取り入れにより、化学肥料の使用	
	量を低減する栽培体系を検討	
	b 現在の栽培体系から更に化学肥料の使	11
	用量を低減する栽培体系の検討	
	事業実施計画における取組内容が、水田から	
	のメタンの排出削減に資する技術を1つ以上	
	取り入れた栽培体系を検討する取組となって	
エ温室効果ガスの削減	いる。なお、中干し期間の延長又は秋耕のいず	
(メタンの排出削減)	│ │れか1つ以上に取り組むこと。	
	a 2つ以上	13
	b 1つ	11
L	<u>I</u>	

		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
	(CO2、N20 の排出削減)	なっている。	
	事業実施計画における取組内容が、CO2 の削減に資する技術、N20 の削減に資する技術、N20 の削減に資する技術を1つ以上取り入れた栽培体系を検討する取組となっている。 a 2つ以上	13	
		b 1つ	11
		事業実施計画における取組内容がバイオ炭	
		施用を新たに取り入れることを検討する取組	
	カ 温室効果ガスの削減	となっている。	
	(バイオ炭の利用)	a 地域内の未利用資源を原料としたバイ	13
		減に資する技術、N20の削減に資する技術を1 つ以上取り入れた栽培体系を検討する取組となっている。	
		事業実施計画において検証しようとする温	
		室効果ガスの削減に資する技術について、カー	
	ボンニュートラルへの貢献を	ボンニュートラルへの貢献を目指して石油由	
		来資材からバイオマス由来資材への転換を検	
		討する取組となっていること。	
		a バイオマス由来資材に転換、又は石油由	13
	換)	来資材を使用しない代替技術による栽培	
		体系を検討	
		b バイオマス由来を含む資材に転換する	11
		栽培体系を検討	
		事業実施計画における取組内容が、プラスチ	
		ック被覆肥料の使用量低減又はプラスチック	
		 被覆肥料殻の流出防止に資する技術を新たに	
		 取り入れることを検討する取組となっている。	
		ング肥料の使用量を低減する栽培体系を	13
	対策)		
		b プラスチック被覆肥料の被膜殻のほ	
			11
ii)	省力化に資する技術		
	(~ vinitaviii)		
	ア 作業時間低減	. ,,,,	
		「CV TOTE / JILIX WINC JV TC、等八 y 切下未工任	

		における10a当たり作業時間の低減割合の見込	
		みが5%以上低減	
		a 35%以上	9
		b 30%以上	8
		c 25%以上	7
		d 20%以上	6
		e 15%以上	5
		f 10%以上	4
		g 5%以上	3
		事業実施計画において取り入れることとし	
		ている省力化技術を導入することで、栽培体系	
	イ 作業工程削減	における作業工程の削減見込みが1工程以上	
		削減	
		a 3工程以上	9
		b 2工程以上	7
		c 1工程以上	5
		 ※耕起と播種を同時に行う場合も2工程→1	
		工程(1工程減)と考える。	
		※IPM を取り入れることで農薬散布等の回数が	
		削減される場合は、削減された回数分、工程削	
		減と考える。	
		事業実施計画において取り入れることとし	
		ている省力化技術について、導入する作業工程	
		における作業人員の削減見込みが1割以上削	
	ウ 作業人員削減	減	
	7 11 7157 32 (1141)	a 5割以上	9
		b 3割以上	7
		c 1割以上	5
		事業実施計画において取り入れることとし	
		ている省力化技術が1つ以上	
		a 新たに取り入れる技術が3つ以上	9
		b 新たに取り入れる技術が2つ	7
	エー技術数	c 新たに取り入れる技術が1つ	5
	231177	d 既に先端技術**を取り入れている	3
		※ロボット、AI、ICT 等の先端技術	-
		※a~cの「技術」については、先端技術に限ら	
		ない。	
		U	

⑧ 普及目標ポイント(4点満点)	次のア〜ツからいずれか一つ選択する。複数 の品目で取組を実施する場合は、主に検証す る品目の面積を選択する。	
ア 稲 (有機農業)	産地において、事業実施計画に記載した、産 地戦略の目標年次までに普及(拡大)を目指す グリーンな栽培体系(有機農業)の面積 a 10ha以上 b 7ha以上 c 4ha以上 d 1ha以上 e 1ha未満	4 3 2 1 0
イ 稲 (有機農業 以外)	産地において、事業実施計画に記載した、産 地戦略の目標年次までに普及(拡大)を目指す グリーンな栽培体系(有機農業以外)の面積 a 70ha以上 b 50ha以上 c 30ha以上 d 10ha以上 e 10ha未満	4 3 2 1 0
ウ 麦・豆類・そば (有機農業)	産地において、事業実施計画に記載した、産 地戦略の目標年次までに普及(拡大)を目指す グリーンな栽培体系(有機農業)の面積 a 4 ha 以上 b 3 ha 以上 c 2 ha 以上 d 1 ha 以上 e 1 ha 未満	4 3 2 1 0
エ 麦・豆類・そば (有機農業以外)	産地において、事業実施計画に記載した、産 地戦略の目標年次までに普及(拡大)を目指す グリーンな栽培体系(有機農業以外)の面積 a 20ha以上 b 15ha以上 c 10ha以上 d 5ha以上 e 5ha未満 産地において、事業実施計画に記載した、産	4 3 2 1 0
オ いも類・露地野菜 (有機農業)	地戦略の目標年次までに普及(拡大)を目指す グリーンな栽培体系(有機農業)の面積	

	a 2ha以上	4
	b 1.5ha以上	3
	c 1 ha 以上	2
	d 0.5ha以上	1
	e 0.5ha 未満	0
	産地において、事業実施計画に記載した、産	
	地戦略の目標年次までに普及(拡大)を目指す	
	グリーンな栽培体系(有機農業以外)の面積	
カ いも類・露地野菜	a 15ha 以上	4
(有機農業以外)	b 10ha 以上	3
	c 5 ha 以上	2
	d 1 ha 以上	1
	e 1 ha 未満	0
	産地において、事業実施計画に記載した、産	
	地戦略の目標年次までに普及(拡大)を目指す	
	グリーンな栽培体系(有機農業)の面積	
キ茶	a 2ha以上	4
(有機農業)	b 1.5ha 以上	3
	c 1 ha 以上	2
	d 0.5ha 以上	1
	e 0.5ha 未満	0
	産地において、事業実施計画に記載した、産	
	地戦略の目標年次までに普及(拡大)を目指す	
	グリーンな栽培体系(有機農業以外)の面積	
ク茶	a 10ha 以上	4
(有機農業以外)	b 7 ha 以上	3
	c 4 ha 以上	2
	d 1 ha 以上	1
	e 1 ha 未満	0
	産地において、事業実施計画に記載した、産	
	地戦略の目標年次までに普及(拡大)を目指す	
	グリーンな栽培体系(有機農業)の面積	
ケー果樹	a 1 ha 以上	4
(有機農業)	b 0.7ha 以上	3
	c 0.4ha 以上	2
	d 0.1ha以	1
	e 0.1ha 未満	0

	産地において、事業実施計画に記載した、産	
	地戦略の目標年次までに普及(拡大)を目指す	
	グリーンな栽培体系(有機農業以外)の面積	
コー果樹	a 10ha 以上	4
(有機農業以外)	b 7 ha 以上	3
	c 4 ha 以上	2
	d 1 ha 以上	1
	e 1 ha 未満	0
	産地において、事業実施計画に記載した、産	
	地戦略の目標年次までに普及(拡大)を目指す	
	グリーンな栽培体系(有機農業)の面積	
サ 施設園芸	a 1 ha 以上	4
(有機農業)	b 0.7ha 以上	3
	c 0.4ha 以上	2
	d 0.1ha 以上	1
	e 0.1ha 未満	0
	産地において、事業実施計画に記載した、産	
	地戦略の目標年次までに普及(拡大)を目指す	
	グリーンな栽培体系(有機農業以外)の面積	
シー施設園芸	a 7 ha以上	4
(有機農業以外)	b 5 ha 以上	3
	c 3 ha 以上	2
	d 1 ha 以上	1
	e 1 ha 未満	0
	産地において、事業実施計画に記載した、産	
	地戦略の目標年次までに普及(拡大)を目指す	
	グリーンな栽培体系(有機農業)の面積	
ス その他	a 1 ha 以上	4
(有機農業)	b 0.7ha以上	3
	c 0.4ha以上	2
	d 0.1ha以上	1
	e 0.1ha 未満	0
	産地において、事業実施計画に記載した、産	
	地戦略の目標年次までに普及(拡大)を目指す	
セ その他	グリーンな栽培体系(有機農業以外)の面積	
(有機農業以外)	a 10ha以上	4
	b 7 ha 以上	3
	c 4 ha 以上	2

	d 1 ha 以上	1
	e 1 ha 未満	0
	産地において、事業実施計画に記載した、産	
	地戦略の目標年次における、対象品目の作付目	
	標面積に占める	
	グリーンな栽培体系(有機農業)に取り組む目	
	標面積の割合が、現状、対象品目の作付面積に	
	占める環境にやさしい栽培体系に取り組む面	
ソー有機農業面積	積の割合から拡大。	
割合拡大	a 20 ポイント以上	4
	b 15 ポイント以上	3
	c 10 ポイント以上	2
	d 5ポイント以上	1
	e 5ポイント未満	O
	※現在、取組を行っていない場合は、現状の割	
	合を0%としてカウントする。	
	産地において、事業実施計画に記載した、産	
	地戦略の目標年次における、対象品目の作付目	
	標面積に占めるグリーンな栽培体系 (有機農業	
	以外)に取り組む目標面積の割合が、現状、対	
	象品目の作付面積に占める環境にやさしい栽	
	培体系に取り組む面積の割合から拡大。	
ター有機農業以外	a 40 ポイント以上	4
面積割合拡大	b 30 ポイント以上	3
	c 20 ポイント以上	2
	d 10 ポイント以上	1
	e 10 ポイント未満	O
	※現在、取組を行っていない場合は、現状の割	
	合を0%としてカウントする。	
	産地において、事業計画に記載した、産地戦	
	略の目標年次における、グリーンな栽培体系に	
	取り組む当該品目の全出荷量に占める加工・業	
チの野菜	務用向けの割合を5ポイント以上増加。	
(加工・業務向け割合)	a 20 ポイント増加	4
	b 15 ポイント増加	3
	c 10 ポイント増加	2
	d 5ポイント増加	1

	e 5ポイント未満	0
		U
	※現在、取組を行っていない場合は、現状の割	
	合を0%としてカウントする。	
	産地において、事業計画に記載した、産地戦	
	略の目標年次における、グリーンな栽培体系に	
	取り組む当該品目の全出荷量又は全栽培面積	
	に占める加工・業務用向けの割合を3ポイント	
	以上増加。	
ツー果樹	a 12 ポイント以上増加	4
(加工・業務向け割合)	b 9ポイント以上増加	3
	c 6ポイント以上増加	2
	d 3ポイント以上増加	1
	e 3ポイント未満	0
	※現在、取組を行っていない場合は、現状の割	
	合を0%としてカウントする。	

(5) SDG s 対応型施設園芸確立

	評価項目及び配点基準	ポイント
7	化石燃料削減に繋がる施設園芸確立に向けた取組の波及効果	(14 点満点)
	ア 実施要綱別記4第1の1(4)の新技術の導入による実	
	証において、従来の栽培様式と比較して化石燃料使用量を	
新	50%以上低減	
技術	a 75%以上~100%以下	7
	b 50%以上~75%未満	5
	c 50%未満	0
	イ モデル産地を育成するため、農業者が協議会に十分な人	
	数参画しているか。該当する取組に応じて、(1)又は	
モ	(2) より選択する。	
デル	(1)実施要綱別記4第1の1(5)省エネ機器設備・資	
産	材の導入に取り組まない場合、2戸以上参画	
地の	a 5戸以上	7
農業者	b 4戸以上	5
者の	c 3戸以上	3
構成	d 2戸以上	1
成人数	(2) 実施要綱別記4第1の1 (5) 省エネ機器設備・資	
数	材の導入に取り組む場合、5 戸以上参画	
	a 20 戸以上	7
	b 15 戸以上	5

	c 10 戸以上	3
	d 5戸以上	1
8	モデル産地で掲げる成果目標	(14 点満点)
	ア 成果目標の水準について、以下(1)及び(2)の各々	
成	を合計したポイントとする。ただし、協議会内で複数品目	
果目標	において成果目標を定める場合は、各々ポイントの高い品	
標の	目を採択ポイントとする。	
水準	(1)化石燃料(A重油等)の使用量の 15%以上の削減	
	a 60%以上	7
脱炭	b 45%以上	5
(脱炭素へ	c 30%以上	3
	d 15%以上	1
農業	(2) 単収当たりの化石燃料 (A重油等) 使用量の 15%	
経営	以上の削減	
日の	a 60%以上	7
の農業経営の転換)	b 45%以上	5
	c 30%以上	3
	d 15%以上	1

(6) スマート農業産地展開支援

	評価項目及び配点基準	ポイント
以下の(1)及び(2)	までに定めるポイントを合計することにより算定。	
	●(i)(ii)いずれか1つの指標を選択	
(1)環境指標	●上記で選択した指標について、1品目を選択	
	●上記で選択した品目について、①②からいずれか1つ	
	を選択 (満点 14 ポイント)	
(i)化学肥料及び化:	学合成農薬の使用を地域の慣行から 5 割以上低減する取組	
かつ温室効果ガスの	削減に取り組む面積	
	①事業実施地域における当該品目作付け面積のうち、化	
	①事業実施地域における当該品目作付け面積のうち、化 学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から5割以	
	上低減する取組かつ温室効果ガスの削減に取り組む面積	
	割合を目標年までに、	
全品目	50 ポイント以上増加	14
土.叩日	40 ポイント以上増加	12
	30 ポイント以上増加	10
	20 ポイント以上増加	8
	10 ポイント以上増加	6

	_ _	
	※現状取組を行っていない場合は、現状を0ポイントと	
	してカウントする。	
	②事業実施地域における当該品目作付け面積のうち、化	
	学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から5割以	
	上低減する取組かつ温室効果ガスの削減に取り組む面積	
	割合 (基準年)	
	90%以上	14
	80%以上	12
	70%以上	10
	60%以上	8
	50%以上	6
	①事業実施地域における当該品目作付け面積のうち、有 機農業に取り組む面積割合を目標年までに、	
	20 ポイント以上増加	14
	15 ポイント以上増加	12
	10 ポイント以上増加	10
	5ポイント以上増加	8
	2 ポイント以上増加	6
		Č
全品目	※現状取組を行っていない場合は、現状を0ポイントと	
	してカウントする。	
	②事業実施地域における当該品目作付け面積のうち、有	
	機農業に取り組む面積割合(基準年)	
	5%以上	14
	4%以上	12
	3%以上	10
	2%以上	8
	1%以上	6
2)収量・品質、労 働生産性指標	1品目1項目の選択を必須とする。(満点14ポイント)	
	①事業実施地域の1等比率を、事業実施年度の前7中5	
	①事業実施地域の1等比率を、事業実施年度の前7中5年間の平均値と比較して目標年までに、ア 10ポイント以上向上	

	イ 9ポイント以上向上	12
	ウ 8ポイント以上向上	10
	エ 7ポイント以上向上	8
	オ 6ポイント以上向上	6
	②事業実施地域の下位等級指数(1等以外の数量を全出	
稲	荷量で除して 100 を乗じたもの) を、事業実施年度の前	
※①~ ⑤からい	7中5年間の平均値と比較して目標年までに、	
ずれか1つを選	ア 5割以上削減	14
択	イ 4割以上削減	12
	ウ 3割以上削減	10
	工 2割以上削減	8
	オ 1割以上削減	6
	③事業実施地域の新規需要米の単収を、事業実施地域に	
	おける事業実施年度の前7中5年間の水稲全体の平均値	
	と比較して目標年までに、	
	ア 125%以上達成	14
	イ 120%以上達成	12
	ウ 115%以上達成	10
	エ 110%以上達成	8
	オ 105%以上達成	6
	※対象が新規需要米の場合に選択可能とする	
	④事業実施地域の水稲種子の合格率を目標年までに、	
	ア 10 ポイント以上向上又は合格率が 100%	14
	イ 8ポイント以上向上	12
	ウ 6ポイント以上向上	10
	エ 4ポイント以上向上	8
	オ 2ポイント以上向上	6
	※対象が水稲種子の場合に選択可能とする	
	⑤事業実施地域における水稲作付面積(新規需要米、種	
	子含む)のうち、スマート農業技術の導入面積の割合を	
	目標年までに、	
	ア 10 ポイント以上増加	14
	イ 8ポイント以上増加	12
	ウ 6ポイント以上増加	10
	エ 4ポイント以上増加	8
	オ 2ポイント以上増加	6

	①事業実施地域における当該品目の単収を事業実施年度	
	の直近7中5年間の平均値と比較して目標年までに、	
	ア 15%以上向上	14
	イ 12%以上向上	12
	ウ 9%以上向上	10
	工 6%以上向上	8
	オ 3%以上向上	6
	②事業実施地域における当該品目の1等比率を、事業実	
	施年度の直近7中5年間の平均値と比較して目標年まで	
	に、	
	ア 15 ポイント以上向上	14
	イ 12.5 ポイント以上向上	12
麦	ウ 10 ポイント以上向上	10
(大麦、はだか	エ 7.5 ポイント以上向上	8
麦及び小麦)	オ 5ポイント以上向上	6
※①~④からい	③事業実施地域における当該品目の下位等級指数(1等	
ずれか1つを選	以外の数量を全出荷量で除して 100 を乗じたもの) を、	
択	事業実施年度の前7中5年間の平均値と比較して目標年	
	までに、	
	ア 5割以上削減	14
	イ 4割以上削減	12
	ウ 3割以上削減	10
	エ 2割以上削減	8
	才 1割以上削減	6
	④事業実施地域における当該品目作付面積のうち、スマ	
	ート農業技術の導入面積の割合を目標年までに、	
	ア 10 ポイント以上増加	14
	イ 8ポイント以上増加	12
	ウ 6ポイント以上増加	10
	エ 4ポイント以上増加	8
	オ 2ポイント以上増加	6
豆類(大豆、小	①事業実施地域における当該品目の上位等級(1、2等)	
豆、いんげん、	比率を事業実施年度の直近7中5年間の平均値と比較し	
落花生)	て目標年までに、	
※①~⑤からい	ア 35 ポイント以上向上	14
ずれか1つを選	イ 30 ポイント以上向上	12
択	ウ 25 ポイント以上向上	10
	エ 20 ポイント以上向上	8

	オ 15 ポイント以上向上	6
	②事業実施地域における当該品目の下位等級指数(1等	
	以外の数量を全出荷量で除して 100 を乗じたもの)を、	
	事業実施年度の直近7中5年間の平均値と比較して目標	
	年までに、	
	ア 5割以上削減	14
	イ 4割以上削減	12
	ウ 3割以上削減	10
	工 2割以上削減	8
	オ 1割以上削減	6
	③事業実施地域における当該品目の単収が事業実施年度	
	の直近7中5年間の平均値と比較して目標年までに、	
	ア 10%以上増加	14
	イ 8%以上増加	12
	ウ 6%以上増加	10
	エ 4%以上増加	8
	オ 2%以上増加	6
	④事業実施地域における当該品目作付面積のうち、スマ	
	ート農業技術の導入面積の割合を目標年までに、	
	ア 10 ポイント以上増加	14
	イ 8ポイント以上増加	12
	ウ 6 ポイント以上増加	10
	エ 4ポイント以上増加	8
	オ 2ポイント以上増加	6
	⑤事業実施地域における産物 1kg 当たりの労働時間を直	
	近値と比較して目標年度までに、	
	ア 10%以上低減	14
	イ 8%以上低減	12
	ウ 6%以上低減	10
	工 4%以上低減	8
	オ 2%以上低減	6
	①事業実施地域における当該品目の販売金額又は販売数	
いも類	量を目標年までに	
	ア 11%以上増加	14
※①~④からい	イ 9%以上増加	12
ずれか1つを選	ウ 7%以上増加	10
択	エ 5%以上増加	8
	オ 3%以上増加	6

	②事業実施地域における当該品目の 10a 当たり収量を目	
	標年までに	
	ア 10%以上増加	14
	イ 8%以上増加	12
	ウ 6%以上増加	10
	エ 4%以上増加	8
	オ 2%以上増加	6
	③事業実施地域における当該品目の 10a 当たりの労働時	-
	間を目標年までに	
	ア 13.0%以上削減	14
	イ 10.4%以上削減	12
	ウ 7.8%以上削減	10
	エ 5.2%以上削減	8
	才 2.6%以上削減	6
	④事業実施地域における当該品目作付面積のうち、スマ	
	 一ト農業技術の導入面積の割合を目標年までに、	
	ア 10 ポイント以上増加	14
	イ 8ポイント以上増加	12
	ウ 6ポイント以上増加	10
	エ 4ポイント以上増加	8
	オ 2ポイント以上増加	6
	【さとうきび】	
	①事業実施地域における当該品目の 10a 当たり収量を目	
	標年までに、	
	ア 10%以上増加	14
	イ 8%以上増加	12
甘味資源作物	ウ 6%以上増加	10
日外貝伽什物	工 4%以上增加	8
※①~⑤からい	才 2%以上増加	6
ずれか1つを選	【さとうきび】	
択	②事業実施地域における当該品目の労働生産性を目標年	
1/<	までに、	
	ア 10%以上増加	14
	イ 8%以上増加	12
	ウ 6%以上増加	10
	工 4%以上增加	8
	オ 2%以上増加	6

	【てん菜】	
	③事業実施地域における当該品目の単位収量当たりの労	
	働時間を目標年までに、	
	ア 41%以上縮減	14
	イ 31%以上縮減	12
	ウ 21%以上縮減	10
	工 11%以上縮減	8
	才 5%以上縮減	6
	【てん菜】	
	④事業実施地域における当該品目の生産コストを目標年	
	度までに、	
	ア 10%以上縮減	14
	イ 8%以上縮減	12
	ウ 6%以上縮減	10
	工 4%以上縮減	8
	才 2%以上縮減	6
	⑤事業実施地域における当該品目作付面積のうち、スマ	
	ート農業技術の導入面積の割合を目標年までに、	
	ア 10 ポイント以上増加	14
	イ 8ポイント以上増加	12
	ウ 6ポイント以上増加	10
	エ 4ポイント以上増加	8
	オ 2ポイント以上増加	6
	①事業実施地域における下級茶歩留指数を直近値より低	
	減(目標年までに)	
	(なお、下級茶歩留指数とは、事業実施地域等における	
	荒茶平均販売単価未満の荒茶(下級茶という。)の生産	
	量を当該年の荒茶生産量全体で除し、100 を乗じた数と	
	する。)	
	ア 44%以上低減	14
茶	イ 36%以上低減	12
※①~ ④からい	ウ 27%以上低減	10
ずれか1つを選	工 18%以上低減	8
択	オ 10%以上低減	6
	②事業実施地域における 10a 当たりの単収を直近値より	
	増加(目標年までに)	
	(直近値は数値の把握ができる直近年度の値とする。)	
	ア 24%以上増加	14

イ 20%以上増加	
,	12
ウ 16%以上増加	10
エ 12%以上増加	8
才 8%以上増加	6
③事業実施地域における産物 1kg 当たりの労働時間を直	
近値より低減(目標年までに)	
(労働時間は、産物の生産・加工等に要する労働時間と	
する。)	
ア 10%以上低減	14
イ 8%以上低減	12
ウ 6%以上低減	10
工 4%以上低減	8
才 2%以上低減	6
④事業実施地域における茶作付面積のうち、スマート農	
業技術の導入面積の割合を目標年までに、	
ア 10 ポイント以上増加	14
イ 8ポイント以上増加	12
ウ 6ポイント以上増加	10
エ 4ポイント以上増加	8
オ 2ポイント以上増加	6
①事業実施地域おける当該品目の全出荷量に占める上位	
規格品等(大きさ、外観品質、内部品質、他との差別化	
により有利販売を図ったもの(明確な基準、根拠がある	
もの)) の割合を目標年までに、	
ア 15 ポイント以上増加	14
イ 12 ポイント以上増加	12
野菜 ウ 9ポイント以上増加	10
※①~④からい エ 6ポイント以上増加	8
ずれか1つを選 オー3ポイント以上増加	6
択 ②事業実施地域における当該品目の10a当たり収量を目	
標年までに、	
i la companya da managara d	14
ア 15%以上増加	
ア 15%以上増加 イ 12%以上増加	12
	12 10
イ 12%以上増加	

	③事業実施地域における当該品目の単位収量当たりの労	
	動時間を目標年までに、	
	関時間を日標中よくに、 ア 41%以上縮減	14
	イ 31%以上縮減	12
	ウ 21%以上縮減	10
	エ 11%以上縮減	8
	オ 5%以上縮減	6
	④事業実施地域における当該品目作付面積のうち、スマ	0
	・	
	ア 10 ポイント以上増加	14
	イ 8ポイント以上増加	12
	ウ 6ポイント以上増加	10
	エ 4ポイント以上増加	8
	オ 2ポイント以上増加	6
	①事業実施地域における当該品目の秀品その他品質の上	0
	位規格品(大きさ、外観品質)の割合を目標年までに、	1.4
	ア 15 ポイント以上増加	14
	イ 12 ポイント以上増加	12
	ウ 9ポイント以上増加	10
	エー6ポイント以上増加	8
花き	オ 3ポイント以上増加 ②事業実施地域における当該品目 10a 当たり収量を目標	6
※①~④からい		
ずれか1つを選	年までに、	1.4
択	ア 15%以上増加	14
	イ 12%以上増加	12
	ウ 9%以上増加	10
	エ 6%以上増加	8
	オ 3%以上増加	6
	③事業実施地域における当該品目の単位面積当たりの販	
	売額を目標年までに、	
	ア 15%以上増加	14
	イ 12%以上増加	12
	ウ 9%以上増加	10
	工 6%以上増加	8
	才 3%以上增加	6
	④事業実施地域における当該品目作付面積のうち、スマースのでは、1000円では、10	
	ート農業技術の導入面積の割合を目標年までに、	
	ア 10 ポイント以上増加	14

ĺ	2 0 10 2 2 10 1 1M-Lm	
	イ 8ポイント以上増加	12
	ウ 6ポイント以上増加	10
	エ 4ポイント以上増加	8
	オ 2ポイント以上増加	6
	①事業実施地域における当該品目の秀品その他品質の上	
	位規格品(大きさ、外観品質、内部品質)の割合を目標年	
	までに、	
	ア 15 ポイント以上増加	14
	イ 12 ポイント以上増加	12
	ウ 9 ポイント以上増加	10
	エ 6ポイント以上増加	8
	オ 3ポイント以上増加	6
	②事業実施地域における当該品目の 10a 当たり収量を目	
	標年までに、	
	ア 15%以上増加	14
果樹	イ 12%以上増加	12
未倒 ※ ①~④からい	ウ 9%以上増加	10
ずれか1つを選	工 6%以上增加	8
りれがようを選択	才 3%以上増加	6
八	③事業実施地域における当該品目の単位収量当たり労働	
	時間を目標年までに、	
	ア 33%以上縮減	14
	イ 26%以上縮減	12
	ウ 19%以上縮減	10
	工 12%以上縮減	8
	才 5%以上縮減	6
	④事業実施地域における当該品目作付面積のうち、スマ	
	ート農業技術の導入面積の割合を目標年までに、	
	ア 10 ポイント以上増加	14
	イ 8ポイント以上増加	12
	ウ 6ポイント以上増加	10
	エ 4ポイント以上増加	8
	オ 2ポイント以上増加	6
7. 11h	①契約取引による生産数量の割合を目標年までに、	
その他	ア 35 ポイント以上増加	14
※①又は②から	イ 28 ポイント以上増加	12
いずれか1つを	ウ 22 ポイント以上増加	10
選択	エ 16 ポイント以上増加	8

オ 10 ポイント以上増加	6
※契約を面積により行っている場合は、同一の単収を用	
いて基準年までに目標年の生産数量を算出すること。	
②事業実施地域における当該品目作付面積のうち、スマ	
ート農業技術の導入面積の割合を目標年までに、	
ア 10 ポイント以上増加	14
イ 8ポイント以上増加	12
ウ 6ポイント以上増加	10
エ 4ポイント以上増加	8
オ 2ポイント以上増加	6

(7) -1地域循環型エネルギーシステム構築(営農型太陽光発電のモデル的取組)

評価項目及び配点基準		
	協議会の構成員に(1)農業委員会、(2)営農型太陽光発電の知見を有す	
<i>b</i>	る者 (3) 農業者の組織する団体、(4) 電気の供給先、(5) 近隣住民が含	
多	まれているか。	
様性	ア 協議会について (1) ~ (5) の全ての構成員が含まれる。	1 3
生	イ 協議会について (1) ~ (5) のうち3つの構成員が含まれる。	7
	ウ 協議会について必須参加者しか含まれない。	3
	協議会の構成員のうち営農者について	
	ア 食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)の第3の	1 3
	2に掲げる次の者(以下「担い手」という。)のいずれかに該当する	
	場合	
	1 効率的かつ安定的な農業経営(主たる従事者が他産業従事者と同	
実	等の年間労働時間で地域における他産業従事者とそん色ない水準の	
効	生涯所得を確保し得る経営)	
性	2 認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12	
	条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者)	
	3 認定新規就農者(農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定す	
	る青年等就農計画の認定を受けた者)	
	4 将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農	
	イ 上記担い手以外の農業従事者	7
実	事業実施地区が、脱炭素先行地域に選定されている場合	2
現		
性	事業実施地区が、脱炭素先行地域に選定されていない場合	0

(7) - 2地域循環型エネルギーシステム構築(未利用資源のエネルギー利用促進への対策調査)

	評価項目及び配点基準	ポイント
	事業実施地区が次のいずれかに該当する場合。	
	1. 当該地区がバイオマス産業都市に選定されている地域内であり、	2 8
	バイオマス産業都市構想の事業化プロジェクトに位置づけられてい	
	る場合。	
	2. 当該地区がバイオマス産業都市に選定されている地域内である	2 0
	が、バイオマス産業都市構想の事業化プロジェクトに位置づけられ	
実	ていない場合。	
実現性	3. 当該地区が市町村におけるバイオマスの活用の推進に関する計画	1 4
	を策定している場合。	
	4. 当該地区が都道府県におけるバイオマスの活用の推進に関する計	7
	画を策定している場合、又は脱炭素先行地域に選定されており、且	
	つ脱炭素先行地域募集要領に定める計画提案書にバイオマスの活用	
	が含まれている場合。	
	5. 上記のいずれにも該当しない場合。	0

(8) バイオマス地産地消施設整備

評価項目及び配点基準		
7	関連性	
	ア 他の施策と連携している取組であるか。次の項目のいずれかに該当する	
	場合、当該ポイントを加算する。(複数選択不可)	
	a 事業実施地域の所在する市町村が策定する「バイオマス産業都市構想」	7
	に位置付けられた事業化プロジェクトと連携している。	
	b 以下に掲げるいずれかの施策等と連携している。	5
	(1) 事業実施地域の所在する都道府県が策定する「都道府県バイオマス	
	活用推進計画」(類似の計画を含む。)に位置付けられた取組	
関	(2) 事業実施地域の所在する市町村が策定する「市町村バイオマス活用	
連	推進計画」(類似の計画を含む。)に位置付けられた取組	
性	(3) 「分散型エネルギーインフラプロジェクト」に基づくマスタープラ	
	ンに位置付けられた取組	
	(4) 「バイオ戦略」に基づき選定された地域バイオコミュニティの形成	
	に資する取組	
	(5)事業実施地域の所在する市町村が策定する農山漁村再生可能エネル	
	ギー法(平成 25 年法律第 81 号)に基づく基本計画に位置付けられた	
	取組	
	(6) 事業実施地域の所在する都道府県が「中山間地農業ルネッサンス事	

	Nichald and the second of the	
	業実施要綱」に基づき策定する「地域別農業振興計画」に位置付けら	
	れた取組	
	(7) 事業実施地域の所在する市町村が脱炭素先行地域に選定されてお	
	り、地域脱炭素の実現に資する取組	
	c a又はbのいずれにも属さない場合において、事業実施計画書に、事業	3
	実施地域の属する都道府県内において他団体の模範となるような複数の	
	具体的波及効果に関する記載がある。	
8	安定性・確実性	
	ア 事業実施主体の財務状況基盤は安定しているか (a から c までのいずれ	
	かを選択すること。)	
	a 事業実施主体がバイオマス利活用施設の整備を目的として新たに設	
	立された関係会社等であり、事業実施に伴い事業実施主体に発生する	
	債務について事業実施主体の親会社等の保証が得られていない場合	
	(1)事業実施主体の直近の経常損益が3年連続黒字であり、かつ、直	4
	近の決算において累積損失がない。	
	(2)事業実施主体の直近3年の経常損益のうち1年以上黒字であり、	2
	かつ、直近の決算において債務超過となっていない。	
	(3) 事業実施主体の直近3年の経常損益が3年連続赤字となってい	不選定
	る、又は、直近の決算において債務超過となっている。	
	b 事業実施主体がバイオマス利活用施設の整備を目的として新たに設	
↔	立された関係会社等であり、事業実施に伴い事業実施主体に発生する	
安	債務について事業実施主体の親会社等の保証が得られている場合	
定	(1)親会社等の直近3年の経常損益が3年連続黒字であり、かつ、直	4
性	近の決算において累積損失がない。	
	(2)親会社等の直近3年の経常損益のうち1年以上黒字、かつ、直近	2
	の決算において債務超過となっていない。 ((1)は除く)	
	(3)親会社等の直近3年の経常損益が3年連続赤字となっている、又	不選定
	は、直近の決算において債務超過となっている。	
	c a及びb以外の場合	
	(1) 事業実施主体の直近3年の経常損益が3年連続黒字であり、か	4
	つ、直近の決算において累積損失がない、又は、事業実施主体が地	
	方公共団体である。	
	(2) 事業実施主体の直近3年の経常損益のうち1年以上が黒字、か	2
	つ、直近の決算において債務超過となっていない。((1)は除く)	
	(3) 事業実施主体の直近3年の経常損益が3年連続赤字となってい	不選定
	る、又は、直近の決算において債務超過となっている。	
確	イ 事業実施要件は具備されているか。	
実	a 融資機関等との協議により資金調達計画ができており、かつ、契約書	5

性	等により、施設用地が確保されている。	
	b 融資機関等との協議により資金調達計画ができており、かつ、施設用	2
	地の交渉中であり、確保される見込みがある。	
	c 資金調達計画ができていない、又は、施設用地の確保が見込まれない。	不選定
	ウ 原料の調達(調達体制)は確立されているか。	
	a 計画量の全量に対し、原料調達先や原料の収集・運搬者との間で、契	4
	約書や同意書等により調達の確約がとれている。	1
	b 計画量の一部に対し、原料調達先や原料の収集・運搬者との間で契約	2
	書や同意書等により調達の確約がとれており、それ以外からも今後調	_
	達する見込みがある。	
	c 原料調達先や原料の収集・運搬者との間で、契約書や同意書等による	不選定
	調達の確約がとれていない。	1 10/0
	エ 製造された製品等(副産物を含む。)の販路、利用先の確保はされてい	
	るか。	
	a 計画量の全量に対し、販売先や利用先との間で、契約書や同意書等に	4
	より、販売・利用の確約がとれている。	
	b 計画量の一部に対し、販売先や利用先との間で、契約書や同意書等に	2
	より、販売・利用の確約がとれており、それ以外についても、今後、販	
	売・利用する見込みがある。	
	c 販売先や利用先との間で、契約書や同意書等による販売・利用の確約	不選定
	がとれていない。	
	オ 事業を適格に実施するための専門性はあるか。	
	a 工事の施工管理及び施設の運営管理に関し、専門的知見、経験等を有	4
	した責任者の他、専門的知見、経験等を有した技術者を配置している。	
	b 工事の施工管理及び施設の運営管理に関し、専門的知見、経験等を有	1
	した責任者はいないが、技術者を配置しているか、又は他の事業者等の	
	技術協力が得られる体制となっている。	
	c 工事の施工管理及び施設の運営管理に関し、専門的知見、経験等を有	不選定
	した者がおらず、かつ技術協力が得られる体制にない。	